

# 運 営 規 程

指定地域密着型（介護予防）サービス

小規模多機能型居宅介護事業

介護予防小規模多機能型居宅介護事業

マザーレイク湖の波

2590100331

マザーレイク株式会社

(事業の目的)

第1条 マザーレイク株式会社が開設する指定地域密着型サービスにおける小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「マザーレイク湖の波」という）が行う小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する規約を定め、事業所の介護職員または看護職員等の従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という）が、居宅においてまたは、サービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話または支援及び機能訓練を行うことにより利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、また利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所のマザーレイク湖の波は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 本事業所は自らその提供する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 マザーレイク湖の波
- (2) 所在地 滋賀県大津市新免2丁目6番13号

(職員の職種、人員及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名  
従業者の管理及び事業の利用申し込みに係る調整、業務実施状況の把握その他の管理を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上  
介護支援専門員は、利用者の心身状況、その置かれている環境等日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの利用に係る計画を作成する。
- (3) 看護職員 1名  
利用者の健康状態を把握するとともに、関係医療機関と連携を行う。
- (4) 介護職員 7名以上  
小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、利用者の心身状況を把握し、利用者に対して適切な介護を行う。

(利用定員)

第5条 事業所における登録定員及び利用定員は次の通りとする。

- |     |        |     |
|-----|--------|-----|
| (1) | 登録定員   | 25名 |
| (2) | 通所サービス | 15名 |
| (3) | 宿泊サービス | 9名  |

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- |     |      |   |
|-----|------|---|
| (1) | 営業日  | 365日  |
| (2) | 営業時間 | 通所サービス : 9:00~17:00<br>宿泊サービス : 17:00~9:00<br>訪問サービス : 24時間<br>夜間及び深夜帯 : 21:00~6:00 |

(小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次の通りとする。

- (1) 食事その他の家事  
可能な限り、利用者と職員が共同で行う。  
食事介助が必要な利用者に対し、食事形態等に配慮し適切な介助及び見守りを行う。
- (2) 入浴  
一般浴槽または、リフト付き浴槽による介助を、利用者の衛生管理に配慮し適切に行う。
- (3) 排泄介助  
排泄介助が必要な利用者に対し適切な介助及び見守りを行う。
- (4) 移動介助  
利用者の安全に配慮し適切な介助及び見守りを行う。
- (5) 健康チェック  
利用者の身体状況の把握に努め、健康の維持・増進を図る。
- (6) 機能訓練  
利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。
- (7) 生活相談  
利用者の心身状況を的確に把握し、相談及び援助を行う。
- (8) アクティビティ  
利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。
- (9) 宿泊サービス  
利用者の要望において、短期間宿泊していただき日常生活上の支援を行う。
- (10) 訪問サービス  
利用者に対してその居宅に訪問し、日常生活上の支援を行う。
- (11) 電話連絡サービス  
利用者に対しその居宅において、電話連絡による見守り等を行う。  
上記のサービスを利用者の心身状態やご希望に沿って柔軟に組み合わせ、居宅において自立した日常生活を営むことが出来る様に支援致します。

(小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成)

- 第8条 小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス提供を開始する際には、利用者の心身状態、希望及びその置かれている状況ならびに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- 2 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
  - 3 利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護職員との協議の上、援助の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
  - 4 利用者に対し、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供すると共に、継続的なサービス管理・評価を行う。
  - 5 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
  - 6 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。
  - 7 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。

(短期利用居宅介護)

- 第9条 事業所は、利用者の状態や利用者の家族の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供する。

(通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常の小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの実施地域は、大津市における介護保険事業計画において定められた当事業所が所在する生活圏域〔上田上・青山学区、田上・大石学区、南郷・石山学区、瀬田・瀬田南学区(事業所から概ね往復40分)〕とする。
- 2 通常の実施地域以外の送迎費につきましては、運営規程別表に記載の通りとする。

(利用料その他の費用の額)

第11条 事業所が提供する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。法定代理受領分以外については介護報酬の告示上の額とする。

2 前項及び次項の費用を伴うサービスを提供する際には、当該サービス内容及び費用を重要事項説明書で説明を行い、利用者又は家族の同意を得る。併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける。

3 食費・宿泊費等のその他の費用についても運営規程別表に記載した通りとする。

(利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者が、事業のサービスを受ける場合には、次のことに留意しなければならない。

- (1) 利用者は、サービス利用の際に、健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。
- (2) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益をおかすこと。
- (3) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (4) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (6) 故意に建物・物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(緊急時における対応方法)

第13条 本事業所に勤務する職員は、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス実施中に利用者の心身の状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じると共に、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 管理者は消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めると共に、非常災害に備えるため、年2回避難・救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、非常災害発生時の際に事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が生じた場合は、速やかに市町村、利用者家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

- 第16条 事業所は、利用者に対するサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 2 事業所は、前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

- 第17条 管理者は、提供した介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(人権擁護・虐待の防止)

- 第18条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等の為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に対して周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業員に対する人権擁護、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(暴力団排除)

- 第19条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の小規模多機能型居宅介護職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項においても同じ。）であってはならない。
- 2 事業所は、その運営について暴力団員の支配を受けてはならない。

(秘密保持)

- 第20条 介護従事者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 2 介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護従事者との雇用契約の内容とする。

(個人情報の保護)

- 第21条 事業所が得た利用者の個人情報については、原則的に事業者が行う小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は家族等の了解を得るものとする。

(地域との連携)

第22条 事業所は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は区域を管轄する地域包括支援センターの職員、有識者等による運営推進会議を設置し、活動状況を報告した上で、運営推進会議の評価を受けると共に要望・助言等を聞く機会を設ける。

2 事業所は、事業の運営にあたっては、地域住民、又はその自発的な活動等との、連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、マザーレイク株式会社代表取締役、事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

